

Title	〔商法五四七〕取締役の説明義務違反を理由として提起された株主総会決議取消請求訴訟において、説明義務違反は認められないとしてその請求が棄却された事例(東京地判平成二四年七月一九日判決)
Sub Title	
Author	池島, 真策(Ikeshima, Shinsaku) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.8 (2014. 8) ,p.101- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140828-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140828-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

取締役の説明義務違反を理由として提起された株主総  
会決議取消請求訴訟において、説明義務違反は認めら  
れないとしてその請求が棄却された事例

（東京地判平成二四年七月一九日（平二三の三二二六二号株主総会決議  
取消請求事件、判例時報二二七号二二三頁）

## 〔判決事項〕

本件各決議の方法が法令に違反し又は著しく不正であつたといふことはできないから、本件各決議に取消事由が存すると認めることはできない。

## 〔参照条文〕

会社法三一四条

## 〔事実〕

被告Y株式会社（以下「Y会社」という）は、鋼塊、各種鋼材、鉄鋼製品等の製造及び販売等を目的とし、その株式（発行済株式総数一億四八九七万六五五六株、単元株式数は一〇〇株）を東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社であり、取締役会、監査役、監査役会及び会計

監査人を設置している。

他方、原告X株式会社（以下「X会社」という）は、Y会社の株式一七万三三五五株（議決権数一七三三三個）を保有する株主である。また、原告X<sub>2</sub>（以下「X<sub>2</sub>」という）は、Y会社の株式五万九八〇〇株（議決権数五九八個）を保有する株主であり、X会社の代表者である。

平成二二年七月頃、X<sub>2</sub>は、Y会社に対し、A工場において産業廃棄物の不法投棄の事実があると指摘した。Y会社は、X<sub>2</sub>からの指摘を受けて、社内調査を実施した上で、A工場の各ヤードについてボーリング調査を実施し、併せて工場周辺に新設した観測用井戸の地下水や工場周辺の公共用水の調査をするとともに、平成二二年八月以降、産業廃

棄物について措置命令の権限を有するC市長に対し、随時報告や相談を行った。上記の各調査の結果、A工場の各ヤードにダストベレットが埋め立てられていた事実が確認されたほか、各ヤードや工場周辺の観測用井戸の地下水から基準値を超える物質等が検出されたが、これに起因して周辺環境に影響を及ぼしている事実は確認できなかった。

C市長は、平成二三年三月一六日、Y会社からの一連の報告を受けて、A工場での廃棄物の埋立てについて、埋立ての時期及び面積、当時の周辺環境への影響等の確認ができないため、当時の廃棄物処理法に抵触するとは現時点で判断できないが、埋立て同時に周辺環境へ影響を及ぼしている行為であるから、今後の対策として、Y会社に対し、当面は工場周辺の地下水等の水質調査の定期的実施・報告などを求めたが、廃棄物の撤去を求めることはなかった。これに基づいて、Y会社は、C市長からの指導に従って、平成二三年四月及び七月に、それぞれA工場周辺の観測用井戸や海水等の水質分析を行い、その結果をC市長に報告した。

X<sub>2</sub>は、平成二三年六月二八日に開催されるY会社の株主総会の開催に先立ち、同年六月二三日、Y会社に対し、A

工場での不法投棄に関係したY<sub>3</sub>監査役等のY会社役員の仕事や廃棄物の処理費用が決算に与える影響、B工場での不法投棄の内容や処理方針等について本件株主総会で回答を求める本件質問状を送付した。

Y<sub>2</sub>社長は、平成二三年六月二八日に開催された本件株主総会の議長として、この株主総会に、「1」剰余金処分の件（第一号議案）、「2」取締役七名選任の件（第二号議案）、「3」監査役三名選任の件（第三号議案）、「4」捕欠監査役二名選任の件（第四号議案）並びに「5」退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件（第五号議案）に関する各議案（以下「本件各議案」というが、このうち「4」を除くものが本件各決議である）を上程し、その内容について説明した。そして、その後、株主から質問等を受け付けた。

X<sub>2</sub>は、Y<sub>3</sub>監査役が昭和四六年頃から長年にわたってA工場で不法投棄を行っていたが、Y<sub>2</sub>社長はそのことを承知しているはずであるとした上で、不法投棄の事実が明らかにしているにもかかわらず、Y<sub>3</sub>監査役が現在も常勤監査役として監査を行っていることは誠に看過し難いものであり、Y会社がこの件について具体的に何らの対応もしていないのであれば、同人以外の役員の責任問題も生じるものと考

えているとして、①Y<sub>3</sub>監査役に対する損害賠償責任の追及、②監査役としての地位への影響、③Y<sub>3</sub>監査役による不法投棄が発覚した後の被告や会社役員への責任、④企業としてのコンプライアンスについて、Y会社の考えを聞きたいと説明を求めた（以下、「本件質問一」という）。

Y<sub>2</sub>社長は、A工場の件は不法投棄に当たらないと考えており、原告X<sub>2</sub>の質問についてはその前提を欠くため、回答の要をみないなどと説明するとともに、併せて、行政の指導を仰ぐため、速やかにC市に対して事実関係を報告するとともに、周辺環境への影響を確認するため、同市との協議に基づき調査を行った結果、周辺環境への影響がないことを確認し、今後については、同市からの指導に基づき、定期的に水質調査を実施し適切に対処するつもりであると説明した。

他の株主との間で別の質疑応答があった後、X<sub>2</sub>が、再び質問をし、A工場の各ヤードのほかに、社員食堂、特高変電所及びAC電炉建屋の各地下とその近辺でも不法投棄が行われていたことが判明していると述べた上で、①A工場に関して、本件株主総会時点において確認している投棄及び不法投棄の事実について明らかにし、②不法投棄の処理について検討している具体的な処理方法及び処理費用、③

処理が決算に与える影響等を明らかにするよう説明を求めた（以下、「本件質問二」という）。

Y<sub>2</sub>社長は、重ねてA工場の件は不法投棄に当たらないと述べた上で、本件についてはC市の指導の下で対処しており、近隣の七町会に対してもその旨説明したこと、処理費用については不法投棄をしたとの前提を欠いているため回答の必要はないと説明した。なお、他の株主からは、A工場の件に関する質問はなかった。

本件各議案の採決前には、X<sub>2</sub>から、事前質問に回答することなく決議をすれば、説明義務を果たさなのまま決議をしたものとして決議取消しの訴えを提起することも辞さないとの発言があったが、Y<sub>2</sub>社長は、X<sub>2</sub>から事前質問はあったが、本件株主総会において質問がされた事項については誠実に回答しており、その指摘は当たらないと述べた。その後、本件各議案の採決を行った結果、いずれも賛成多数で可決された。

そこで、原告X<sub>1</sub>らは、A工場における産業廃棄物の埋立ては不法投棄に当たり、これを否定するY<sub>2</sub>社長の説明は虚偽であるから、X<sub>2</sub>の質問への回答を拒絶することに正当な理由はなく、仮に不法投棄に当たらないという被告の立場に立つとしても、X<sub>2</sub>の質問は本件各決議と深い関連性を有

するのであり、Y<sub>2</sub>社長が行った説明では、平均的な株主に  
 において議決権行使の前提となる判断を行うことはできない  
 から、Y 会社の取締役の説明には説明義務違反があるとし  
 て、本件株主総会で可決された決議（剰余金処分、役員  
 の選任、退任役員への退職慰労金の贈呈、以下「本件各決  
 議」という）の方法が法令に違反し又は著しく不公正であ  
 るとして、会社法八三一条一項一号に基づき、その取消し  
 を求めた。

〔判旨〕

請求棄却。

「取締役等は、会社法三一四条に基づき、株主総会にお  
 いて、決議事項の内容、株主の質問事項と当該決議事項と  
 の関連性の程度、質問がされるまでに行われた説明の内容  
 及び質問事項に対する説明の内容に加えて、質問株主が保  
 有する資料等も総合的に考慮して、平均的な株主が議決権  
 行使の前提として合理的な理解及び判断を行い得る程度  
 の説明をする義務を負うものと解するのが相当である。」

「そうすると、Y<sub>2</sub>社長の説明は、不法投棄に当たらない  
 ことの根拠や廃棄物の投棄状況等の前提となる事実関係を  
 明らかにしていない点で、いささか不十分ではあるものの、

原告X<sub>2</sub>の質問が不法投棄であることを前提としたもので  
 あったことに照らすと、本件質問一及び本件質問二に対し、  
 不法投棄であることを否定し、その余の質問に回答する必  
 要がないとした上で、所管行政庁への報告・調査の事実や  
 今後の対策を説明したことが不合理であったと認めること  
 はできない。そして、平均的な株主としても、Y<sub>2</sub>社長から  
 の上記説明により、その時点で廃棄物の撤去は求められて  
 おらず、今後もC市の指導に従って定期的な水質調査を実  
 施するなどの対応をとる予定であると理解することが可能  
 であり、剰余金処分や新たな役員（取締役、監査役）の選  
 任、退任役員に対する退職慰労金支給といった本件各議案  
 との関係においても、議決権行使の前提として合理的な理  
 解及び判断を行い得る程度の説明があったものと認めるこ  
 とができる。」

「以上からすると、原告X<sub>2</sub>の本件質問一及び二に対する  
 Y<sub>2</sub>社長の説明が、会社法三一四条が定める説明義務に違反  
 したものと認めることはできない。」

「株主総会前の質問状は、取締役等に事前に調査の機会  
 を与え、株主総会で質問があれば応答できるように準備を  
 させるためのものであって、株主総会において質問がない  
 限り、取締役等がこれについて説明する義務を負うもので

はないと解される。

本件では、原告Xらは、本件株主総会においてB工場の不法投棄に関して具体的な質問をしたものとは認められないから、被告の取締役がこれについて説明する義務を負うものではない。」

## 〔研究〕

一 取締役等の説明義務に関する判例は、それについてはじめて判示したといわれる、いわゆる東京建物事件（東京地判昭和六〇年九月二四日金融・商事判例七三四号一九頁、東京高判昭和六一年二月一九日商事法務一〇六八号四八頁、最判昭和六一年九月二五日商事法務一〇九〇号九二頁）をはじめ、多くの判例が存在する（例えば、日立製作所事件（東京地判昭和六二年一月二三日判時一二三四号一四三頁）、ブリヂストン事件（東京地判昭和六三年一月二八日判時一二六三号三頁）など）。

本件は、東京建物事件と同様に、被告に対する取引関係の不満を持つものが原告となった事件ではあるが、従来の判例・通説の立場が基本的に踏襲された事案である。以下で、この点について検討していくことにする。

## 二 取締役、監査役、会計参与、執行役（以下、役員等）

は株主総会において株主が質問した特定の事項について説明しなければならぬ（会三二四条本文）。いわゆる役員等の説明義務である。もともとは、昭和五十六年商法改正において規定されたものである（旧商法二二七条ノ三）。それ以前においても、会議体において、その構成員が議題について質問をする権利があることは当然であると考えられていたし（元木伸『改正商法逐条解説』（昭和五十六年）九〇頁、竹内昭夫「株主総会の議長権限と説明義務」商事法務一〇一〇号（昭和五十九年）九頁）、判例も「議題についての説明もなく、株主に質疑討論の機会も与えず、また、賛否を拍手に求めるといような不完全な表決方法」をとったとして、決議取消の対象となる」と判示していた（近江絹糸事件（大阪高判昭和四二年九月二六日高裁民集二〇巻四号四一一頁））。しかし、当時の株主総会は形骸化し、このような株主の当然の権利も十分に行使し得ない状態にあることから、質問権に関する明文の規定を置くべきであるとの意見が強かった。

そこで、昭和五十三年の「株式会社機の機関に関する改正試案（第一の二号）」は、「株主は、株主総会において、株主権の行使に必要な限り、会議の目的たる事項につき質問することができる」として、株主の質問権を明定しようとし

た。しかし、総会屋などがこの規定を濫用するおそれがあるなどの理由から（稲葉威雄「商法等の一部を改正する法律概要」商事法務九〇八号（昭和五六年）八頁、竹内昭夫『改正会社法解説（新版）』（昭和五八年）一〇六頁）、総会における質問権を正面から規定せずに、株主には質問権があることを前提として、質問に対する取締役・監査役の説明義務として規定した（元木伸・前掲書九〇頁）。

この規定された説明義務の趣旨について、質問権は、株主の固有の権利であり、議決権ばかりでなく、その他の株主権行使に役立つ権利として、さらには株主として会社にとどまるべきか否かの判断、すなわち投資判断の資料を獲得するための権利として承認された結果、取締役などの説明義務が明定されたとする説がある（末永敏和「会社役員の説明義務」（昭和六一年）一七三頁、同「株主総会の法理論」（平成三年）五九頁）。しかし、多くの学説は、株主に新たな権利を付与することを目的とするのではなく、従来より承認されていた株主の権利ないし役員義務について明文の規定を設けて会社役員の内覚を促して、株主に正当な質問をなす機会を確保し、それが不当に抑圧されることを阻止するとともに、株主の権利濫用に対処するためであると（森本滋「二二七条ノ三」上柳・鴻・竹内編『新

版注釈会社法(5)株式会社の機関(1)」（平成七年）一三五頁）、そして両者の間には、本質的な差異はないとしている（元木伸・前掲書九〇頁、竹内昭夫・前掲書一〇六頁）。

役員等の説明義務は、平成一七年の会社法制定の際に、この規定（旧商法二二七条ノ三）の形式に若干の変更が加えられたが（例えば、説明を拒絶できる場合について、一部が会社法施行規則七一条に委ねられている）、規定の内容に本質的な変更が加えられたわけではなく、継受するものである（久保田光昭「第三二四条」『新基本法コンメンタール会社法2』（平成二二年）四六頁、松井秀征「第三二四条」『会社法コンメンタール7—機関(1)』（平成二五年）二四四頁）。

この役員等の説明義務の範囲については、一般に、株主が会議の目的事項について合理的判断をするのに必要かどうか、さらには、会社役員が議題の合理的判断のために必要な程度において説明したかは、客観的に、すなわち、平均的な株主が議決権を行使するに当たって合理的な判断をするのに必要な範囲で説明が尽くされたかという基準に沿って判断されるとする（森本滋「二二七条ノ三」前掲書一四七〜一四八頁）。この基準は、多くの学説が支持する見解を示すだけでなく（森本滋「会社役員の説明義務の義

務と限界」法学論叢一一六卷一～六号（昭和六〇年）五五七頁）、今井宏「株主総会における説明義務―東京建物事件判決（最判昭六一・九・二五）をめぐって―」商事法務一〇九二号（昭和六一年）六頁、加美和照「取締役に対する退職慰労金贈呈の議案につき具体的金額の算出された計算式・一義的基準の説明がなくても説明義務違反はないとされた事例」金融・商事判例八七七号（平成三年）四五頁）、判例においても用いられている。例えば、東京高判昭和六一年二月一九日では、「株主が会議の目的事項を合理的に判断するのに客観的に必要な範囲の説明で足りる」とした。この事件の最高裁でも、この原判決を全面的に支持しているし（最判昭和六一年九月二五日金融法務事情一一四〇号二三頁）、その後においても同様の判決がだされている（大阪高判平成二年三月三〇日金融・商事判例八七七号一六頁（ヤマトマネキン事件）、福岡地判平成三年五月一四日判時一三九二号一二六頁（九州電力事件）、東京地判平成四年一二月二四日判時一四五二号一二七頁（東京電力株式会社株主総会決議取消訴訟）、広島高判平成八年九月二七日商事法務一五五号四八頁（日本交通株主総会決議取消請求事件）、東京地判平成二三年四月一四日資料版商事法務三二八号六四頁（HOYA事件））。

このように、役員等の説明義務は、株主の質問事項が議題の合理的判断のために必要であったかどうかという関連性が問われることとなる。原告も、「原告Xらの調査により、被告YがA工場で不法投棄を行っていたことは明らかであり、このことは廃棄物の処理費用や不法投棄に関する役員の実責任（善管注意義務違反、法令遵守・忠実義務違反）と関連して、剰余金処分や役員（取締役・監査役）の選任（第一号ないし第三号議案）、退任役員への退職慰労金の贈呈（第五号議案）の各決議に大きな影響を与えることは明らかであるから、被告の取締役は、原告Xの質問に回答する義務を負っていた。」と主張する。もしそうだとすれば、相当程度説明の範囲は広くなる可能性がある。本件では、A工場における産業廃棄物の埋立てが不法投棄に当たると仮定されるなら、原告の本件質問一①・②・③は、議案第二号（取締役七名選任の件）・三号（監査役三名選任の件）・五号（退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件）と関連性を有することとなる。また本件質問二①は、同じく議案第二号・三号・五号と関連性を有することとなるし、本件質問二②・③は、第一号議案（剰余金処分の件）と関連性を有することとなる。裁判所もこれを当然の前提として判示しているのであろう（潘阿憲



「取締役による説明義務違反の有無が争われた事例（本件評釈）」ジュリスト一四六二号（平成二六年）一〇六頁）。

しかし、産業廃棄物の撤去等の措置命令の権限を有する C 市長からは、「当時の廃棄物処理法に抵触するとは現時点で判断できない」という判断が為されたが故に、Y<sub>2</sub>は、現時点では A 工場の件は不法投棄にあたらぬことを前提に、本件各議案を進めざるを得ないのではないであらうか。そして、Y<sub>2</sub>は、X<sub>2</sub>の質問に対しては回答の要をみないなどと説明してはいるが、虚偽の事実を述べているとする Y 会社の指摘とは反対に、「行政の指導を仰ぐため、速やかに C 市に対して事実関係を報告するとともに、周辺環境への影響を確認するため、同市との協議に基づき調査を行った結果、周辺環境への影響がないことを確認し、今後については、同市からの指導に基づき、定期的に水質調査を実施し適切に対処するつもりである」と積極的に説明しており、平均的な株主が本件総会における本件各議案の議決権を行使するに当たって、合理的な判断するのに必要な範囲で説明が尽くされたといえるのではないだろうか。

また、X は、本件質問二の②不法投棄の処理について検討している具体的な処理方法及び処理費用、③処理が決算に与える影響等を明らかにするよう説明を求めているが、

こうした問題の投棄が周辺の環境や地域住民の健康に影響を及ぼすことになれば、確かにそれ相応の費用や責任が問われることとなる。しかし、前述の通り、現時点においては不法投棄にあたらぬことを前提とすれば、議案の賛否の合理的判断との関連で考えた場合、具体的な費用の発生金額も不明なかで予測的な説明までも求められるものではないと考える。

以上のことから、本件判旨にもあるように、「平均的な株主としても、Y<sub>2</sub>社長からの上記説明により、その時点で廃棄物の撤去は求められておらず、今後も C 市の指導に従って定期的な水質調査を実施するなどの対応をとる予定であると理解することが可能であり、剰余金処分や新たな役員（取締役、監査役）の選任、退任役員に対する退職慰労金支給といった本件各議案との関係においても、議決権行使の前提として合理的な理解及び判断を行い得る程度の説明があった」とする判断は妥当であらう。

三 また、X<sub>1</sub>は、「本件株主総会に先立ち送付した本件質問状において、B 工場での不法投棄に関連する質問をしていたのであり、これに回答しなかった被告の取締役は説明義務を尽くしていない」と主張する。いわゆる、書面による事前質問状である。これは、総会上での質問に対して、

役員側から回答のために調査が必要であることを理由とする拒絶を事前に封じることにあるが(会三二四条但書、施行規則七一条)、それとともに株主の質問事項をあらかじめ示し、それに対して総会上で説明を求める趣旨をも示している(前田重行「会社役員の説明義務についての一考察」法学五四巻六号(平成二年)二五七頁)。

事前に質問状を送った株主が総会を欠席したり、あるいは出席しても改めて質問しない場合でも、役員は説明義務を負うと考える説(服部榮三「株主総会に関する一考察」昭和五六年改正を中心として)判例タイムズ六二六号(昭和六二年)九頁)もあるが、この役員の説明義務は、あくまでも「株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合」(会三一四条本文)においてのものであり、総会前の書面による説明請求のそれ自体で株主総会における説明請求に代えてしまうものではない。そして、こうしたものを認めると、株主総会において認められるという現行法上の権利行使の歯止めがなくなってしまうし、さらにこの権利行使が会議体の一般原則を基礎にしている以上、総会外からの権利行使を認めることは、現行法によって認められる権利としては、その枠を超えてしまうことになろう(前田重行・前掲論文二五七頁)。それ

故、書面による事前質問状は、調査の必要を理由とする説明拒絶を排除する効果をもたらずにすぎないとして(森本滋「二三七条ノ三」前掲書一五三頁)、多くの説も、当該株主が自ら又は代理人により総会に出席して質問しなければ、会社役員の説明義務は発生しないとしており(石田榮一「株主の質問と役員の説明」金融・商事判例六五一号(昭和五七年)六三頁、河本一郎「株主総会における説明義務と議長権限」法学セミナー一九八四年二月号九九頁、神崎克郎「取締役の説明義務—東京建物事件判決の検討—」商事法務一〇六〇号(昭和六〇年)四頁、今井宏「株主総会における説明義務」商事法務一〇九二号(昭和六一年)三頁、大隅健一郎「最近の株主総会について—若干の再検討事項を付して—」商事法務一〇六九号(昭和六一年)一六頁、神田秀樹「株主提出の質問状に対する一括回答の適法性」(平成二年)一〇三頁、森本滋「二三七条ノ三」前掲書一五四頁)、判例においても、「商法二三七条ノ三第一項の規定する取締役の説明義務は総会において説明を求められてはじめて生ずるものであることは右規定の文言から明らかであり、右規定の上からは、予め会社に質問状を提出しても、総会で質問をしない限り、取締役がこれについて説明しなければならぬものではない」と判示

している（東京高判昭和六二年二月一九日判例時報一二〇七号一二〇頁（東京建物事件））。なお、東京地判平成元年九月二九日金融・商事判例八八二号四二頁（野村證券事件）、東京地判平成四年一月二四日判時一四五二号一二七頁（東京電力株式会社株主総会決議取消訴訟）、東京地判平成二三年四月一日資料版商事法務三二八号六四頁（HOYA事件）でも同様。

それ故、本件でも、「株主総会前の質問状は、取締役等に事前に調査の機会を与え、株主総会で質問があれば応答できるように準備をさせるためのものであって、株主総会において質問がない限り、取締役等がこれについて説明する義務を負うものではないと解される。」と判示しているが、正当である。本件の場合、原告Xらは、当日の株主総会においてA工場の不法投棄に関しては何度か質問をしたようであるが、B工場に関して具体的な質問をしていないようである。それ故、Y会社の取締役がこれについて説明する義務を負うものではないのは当然であろう。

四 以上から、Xの本件質問一及び二に対するY<sub>2</sub>社長の説明が、会社法三二四条が定める説明義務に違反したものと認めることはできないとした本件判決の結論は妥当であったと考える。なお、仮に説明義務違反が成立するとしても

（会八三二条一項一号）、裁量棄却が認められる可能性が高いのではないだろうか（潘阿憲・前掲論文一〇六頁）。すなわち本件株主総会では、Y<sub>2</sub>は、X<sub>2</sub>の質問を一切受け付けなかったわけではないし、またこうしたX<sub>2</sub>の質問があっても、X<sub>2</sub>以外の株主からはこの件に絡む質問があつたわけではないこと、さらに総議決権に占める議決権個数の割合からしても、Y<sub>2</sub>の説明義務違反が重大とはいえないし、決議に影響を及ぼすともいえないであろう（同条二項）。

池島 真策